

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日の日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県製造業流通調査の実施
- 鳥取県商業流通調査の実施
- 土地改良区の役員のが就退任(二件)
- 土地改良区の清算人の就任
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- 保安林の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇教委告示 教育委員会の招集

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第二項第一号中「二千三百二十円」を「二千五百十円」に改め、
- 同項第二号中「二千八十円」を「二千二百五十円」に改め、同条第三項中「二千八十円」を「二千二百五十円」に改める。
- 第六条第二項中「五百十円」を「五百五十円」に改め、同条第六項中「一万六千二百五十円」を「一万七千二百五十円」に改め、同項第二号中「三千六百九十円」を「四千五十円」に、「五千四十円」を「五千四百九十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、昭和五十六年四月一日以降の分として支給される訓練手当について適用する。

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき鳥取県製造業流通調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県製造業流通調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に所在する民営の製造業事業所が購入した原材料等の金額及び出荷した製造品等の金額を調査して、昭和五十五年鳥取県産業連関表を作成し、各産業部門の経済活動の実態を明らかにすることを目的とする。

二 調査の対象となる事業所

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類の大分類F―製造業のうち昭和五十四年十二月三十一日現在で従業者が二十人以上の事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 事業所名及び所在地
- (二) 従業者数
- (三) 経営組織
- (四) 本社、支社又は単独の別

(五) 製造品出荷額

(六) 製造品、半製品及び仕掛品の年初及び年末現在高

(七) 原材料等の購入額及び在庫高

(八) 加工賃収入額

(九) 委託生産費

(十) 転売品の仕入額及び販売額

(十一) 修理料収入額

(十二) (五)、(七)、(八)、(九)、(十)及び(十一)に掲げる事項の県際関係

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和五十五年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

昭和五十六年五月一日から同月三十日まで

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、昭和五十六年五月三十日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、昭和五十五年鳥取県産業連関表の公表をもつてこれにかえる。

鳥取県告示第四百三十号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき鳥取県商業流通調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県商業流通調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に所在する卸売事業所及び大規模小売事業所の商品の仕入額及び販売額について調査して、昭和五十五年鳥取県産業連関表を作成し、各産業部門の経済活動の実態を明らかにすることを目的とする。

二 調査の対象となる事業所

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類の大分類G―卸売業、小売業のうち昭和五十四年六月一日現在で従業者が十人以上の卸売事業所、百貨店(衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所)、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であつて、従業者が常時五十人以上のものをいう。)及び売場面積五百平方メートル以上の事業所でその営業形態がセルフサービスのものについて行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

(一) 事業所名及び所在地

(二) 従業者数

(三) 経営組織

(四) 本社、支社又は単独の別

(五) 商品仕入額

(六) 商品販売額

(七) 年初及び年末の商品手持額

(八) (五)及び(六)に掲げる事項の具際関係

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和五十五年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

昭和五十六年五月一日から同月三十日まで

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、昭和五十六年五月三十日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、昭和五十五年鳥取県産業連関表の公表をもつてこれにかえる。

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 荻原 伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八
- 森本 一郎 " 三一〇一一
- 山根 正 則 鳥取市円通寺八七三
- 加藤 重 蔵 " 倭文四二二一四
- 片山 律 寿 " 長谷九九〇
- 有田 喜美雄 " 上味野二八一
- 吉田 豊 実 " 下味野四一四
- 藤原 馨 " 一七三
- 依藤 武 男 " 服部二三八
- 西垣 久 夫 " 古海六六七
- 前田 正 晴 " 七七〇
- 松本 義 雄 " 南限六〇
- 高村 光 輝 " 晚稻二三九

任期満了により退任

- " 古田 隆 秀 " 西品治二二三一一
 - " 岸田 信 蔵 " 四七六一一
 - " 村上 三 郎 " 湖山町南一丁目三五一
 - " 木下 竹 蔵 " 湖山町北六丁目二七五
 - " 宮本 正 " 足山一八〇
 - " 浜下 幸 市 " 賀露町九一四
 - 監事 藤原 清 一 " 下味野一三五一一
 - " 沢田 時 春 " 菖蒲四六四
 - " 徳田 吉 久 " 安長五二七一一
 - " 奥田 稔 " 賀露町八四六
- 大井手土地改良区
- 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 荻原 伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八
 - 近藤 栄 次 " 布袋三二二一一
 - 山根 正 則 鳥取市円通寺八七三
 - 加藤 重 蔵 " 倭文四二二一四
 - 片山 律 寿 " 長谷九九〇
 - 有田 喜美雄 " 上味野二八一
 - 半田 正 弘 " 朝月五三
 - 中田 喜代志 " 下味野一二五
 - 中西 美都男 " 菖蒲二五五内第一

西垣 久夫 古海六六七

前田 義夫 八三三—六

徳田 吉久 安長五二七—三

高村 光輝 晩稻二三九

古田 隆秀 西品治二二三—一

前田 源藏 六七七

星見 安春 湖山町南一丁目八八〇

木下 竹藏 湖山町北六丁目二七五

宮本 正 足山一八〇

浜下 幸市 賀露町九一四

監事 荻本 茂 八頭郡河原町長瀬二〇六

森田 実 鳥取市倭文二二九

木下 正美 秋里八一—二

吉田 実 岩吉四四

昭和五十六年三月十九日開催の通常総代会において選任され、同年四月一日就任 任期二年

大口堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本 善徳 鳥取市八坂二〇五

谷沢 利喜造 中大路七二

下田 喜久治 宮長九五

浅田 峰雄 上国安六七

有本 健太郎 富安二丁目六八

田中 友一 西大路一三二

小島 春吉 円通寺七四五

西村 兼男 下国安八〇—一

漆原 久栄 大覚寺三九

有松 勇 叶三七八

奥村 幸雄 馬場三五二

霜田 文五郎 的場七一

安木 繁雄 吉成四八七

村山 寅治 雲山一〇七一—

監事 岸本 秀太郎 美和一二八

米沢 寿男 雲山一〇一一—

西尾 秋夫 数津一六四

升田 重正 東馬場一七八

任期満了により退任

大口堰土地改良区

就任した役員の氏及び住所

理事 岡本 善徳 鳥取市八坂二〇五

下田 喜久治 宮長九五

谷沢 利喜造 中大路七二

山本 泰人 円通寺二八八

藤井 哲三郎 叶二〇三

種田 孝徳 国安五三九—五

西村 兼男 八〇—一

岸本 喬 馬場二二七―三
 新 行雄 古市二八〇
 下田 毅 西大路一三七
 山根 仁 橋本三八
 霜田 文五郎 的場七一
 吉川 政陽 吉成四三五
 村山 寅治 雲山一〇七―一
 監事 有本 健太郎 富安二丁目六八
 岸本 秀太郎 美和一二八
 米沢 寿男 雲山一〇一―一
 奥村 幸雄 馬場三五二

昭和五十六年三月三十一日開催の通常総代会において、総選挙の結果当選し、同年四月六日就任 任期四年

丹比土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 藤田 孝忠 八頭郡八東町大字中一〇九
 植田 繁道 志谷七八〇
 坂本 賢章 中二八六
 宮城 博 用呂一、二六一
 澤田 晋 一、三一二
 澤田 俊夫 八二九
 矢部 賢禹 一、二七七
 太田 文蔵 富枝二二〇―一

石塚 好雄 北山四五
 稲田 馨 三七九
 山田 潔 富枝四五八
 藤田 昇 中一一〇
 山根 嘉久 富枝二七七
 秋山 一成 志谷七八一
 川尻 壽賀雄 七四四
 監事 山根 弘巳 用呂七五二
 松葉 淳 中一六五
 大村 湊男 富枝四五〇

任期満了により退任

丹比土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 植田 繁道 八頭郡八東町大字志谷七八〇
 藤田 昇 中一一〇
 秋山 一成 志谷七八一
 澤田 晋 用呂一、三一二
 矢部 徳次 一、二六六
 矢部 賢禹 一、二七七
 田中 浅三 北山四五
 坂本 憲治 中三一五
 藤田 孝忠 一〇九
 山根 嘉久 富枝二七七

山田 潔

四五八

太田 文蔵

一〇二〇一

石塚 好雄

北山四五二

山根 定男

志谷六四八

監事 松葉 淳

中一六五

山根 弘巳

用呂七五二

大村 湊男

富枝四五〇

昭和五十六年三月十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 脇 米太郎 倉吉市大原一八二

倉 繁 正三 二五三

山 本 正雄 六二五

涌 嶋 忠義

一〇二〇一

牧 野 一夫

二四〇

牧 野 清徳

五九七

村 上 友一

一九四

宮 脇 住俊

六二二

涌 嶋 又蔵

上余戸一八八

綱 本 義光

一九九

門 脇 克好

一八一

涌 嶋 輝雄

栗尾一八八一

倉 繁 久雄

大原六九

守 本 邦男

一七

監事 倉 繁 正

一七四

涌 嶋 治夫

上余戸一七一

大原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 守 本 邦男 倉吉市大原一七

村 上 友一 一九四

倉 繁 正三 二五三

牧 野 一夫 二四〇

山 本 正雄 六二五

牧 野 清徳 五九七

涌 嶋 輝雄 栗尾一八八一

網本義光 上余戸一五九
 門脇克好 一八一
 監事 倉繁 正 大原一七四
 浦嶋信夫 上余戸四八九
 昭和五十六年三月十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期四年

大栄町土地改良区

就任した役員の名及び住所
 理事 徳山 茂 東伯郡大栄町岩坪一七
 昭和五十六年三月二十三日開催の通常総代会において、補欠選挙の結果当選し、同月三十日就任 任期昭和五十八年二月十三日まで

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上灘土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所
 山 柁 正 夫 倉吉市下田中二八三
 牧 田 竹 治 駄経寺二七二
 福 井 孝 幸 米田町一八六一一
 昭和五十六年二月十六日開催の総会において選任され同日就任 任期清算終了まで

社村輪王寺堰土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所
 山下 久 好 倉吉市黒見六四
 矢 田 寿 治 二六七
 矢 田 峯 丈 三二〇
 矢 田 和 美 三九五一一
 昭和五十六年二月十六日開催の総会において選任され同日就任 任期清算終了まで

湖山町上代土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所
 中 瀬 政 治 鳥取市湖山町南一丁目一六九
 木 下 竹 蔵 湖山町北六丁目二七五
 奥村上 美佐雄 湖山町北一丁目五〇五
 影 井 光 秋 湖山町南二丁目一五二
 村 上 三 郎 湖山町南二丁目三五二
 土地改良法第六十八条第一項の規定により理事が清算人となり、昭和五

十六年一月二十四日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、郡家地区A工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百三十五号

昭和五十六年二月二十日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（立子地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十六号

昭和五十六年三月二十八日付けで赤碓町から申請のあつた熊田地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとお

り告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十七号

昭和五十六年三月三十一日付けで若桜町から申請のあった吉川地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

(一) 日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の二、七〇九の九、七〇九の一七三、字木谷八三八の二、八三八の一三、八三八の一四

(二) 西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一四二二の一から一四二二の六まで、

一四二二の九

(三) 西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の九、一五二三、一五二四の一、一五二五の二、一五二五の一二、字向原一五四二の四、一五四二の五、一五四二の七〇、一五四二の七一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第四百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月八日 鳥取県指令受都計第百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字畑田及び吉成字大膳(二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九番地四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十六年五月一日(金)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他